

田越川流域治水協議会、森戸川流域治水協議会、酒匂川流域治水協議会、山王川流域治水協議会、及び、早川流域治水協議会
合同開催

日 時：令和8年3月18日（水）

場 所：書面による開催

議 題

1) 協議会規約（案）について

資料1

2) 流域治水プロジェクト（案）について

資料2

3) 流域治水プロジェクト取組事例集（案）について

資料3

※ 上記の議題について、別紙「意向意見書」へ御意見等を記入し、令和8年3月25日（水）までに事務局へ送付してください。

山王川流域治水協議会 規 約

(名称)

第 1 条 この会議は、「山王川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、山王川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第 1 項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会や特定課題を検討するための専門部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 山王川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、山王川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第 5 条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑則)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 7 条 本規約は、令和 3 年 10 月 28 日から施行する。

本規約は、令和 5 年 3 月 24 日に改正する。

本規約は、令和 7 年 3 月 31 日に改定する。

本規約は、令和 8 年 3 月 日に改定する。

別表 1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー		
県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長		
教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー		
小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当

		国県事業推進課長	
		建設部副部長 (みどり公園課長事務取扱)	
		建築課長	
	上下水道局長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
	防災部長	防災部副部長 (防災対策課長事務取扱)	
	農林業振興担当部長	農政課長	

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、山王川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、時間雨量約43mmの規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証、見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消

■被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）等

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替
- ・砂防堰堤等の整備
- （「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・上流域における森林整備及び治山対策 等



※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。
※ 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。

○ 山王川では、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】 河川における対策として、上流部において、河道整備に必要な橋梁架替を完成させるとともに護岸整備・河道拡幅を進める。

【中期・中長期】 引き続き、上流部において、護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、護岸整備の進展に合わせて、河口から河道掘削を進める。

○ あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等のソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできる だけ防ぐ・ 減らすための 対策	護岸整備、河道拡幅、橋梁架替	神奈川県		小田急橋梁架替完成 上流部(小田急橋梁架替付近～上流端)	
	河道掘削	神奈川県 小田原市		護岸整備の進展に合わせて、河口から順次実施	
	砂防堰堤等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害 対策)	神奈川県		河道掘削(準用河川久野川等)	砂防堰堤等の整備
	上流域における森林整備及び治山 対策	神奈川県		水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備及び治山対策)	
被害対象を 減少させる ための対策	水災害リスク情報の充実、水災害リ スク情報空白地帯の解消 (内水浸水想定区域等)	県 小田原市		ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知等	
	リスクが高い区域における立地抑制 (立地適正化計画の推進)	小田原市		災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制	
被害の軽減、 早期復旧・ 復興のための 対策	ソフト対策のための整備	神奈川県		危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大	
	避難体制等の強化	神奈川県、小田原市		大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施	



(案)

流域治水プロジェクトの取組事例集 (山王川水系)

(山王川流域治水協議会)

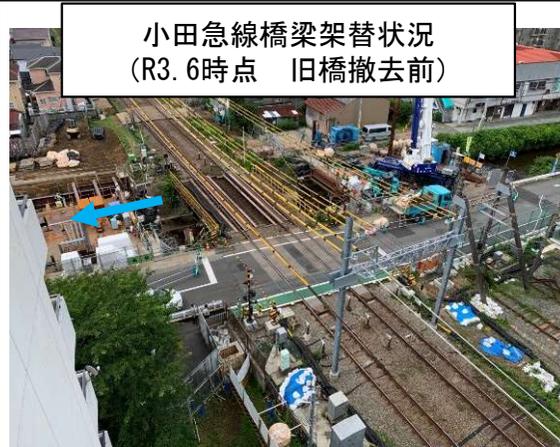
- 山王川水系においては、「山王川水系河川整備計画（令和2年9月）」に基づき、時間雨量約43mmの規模の洪水を安全に流下させるため、河道整備（河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替）を行う。

実施状況

■河道整備の一例



平面図

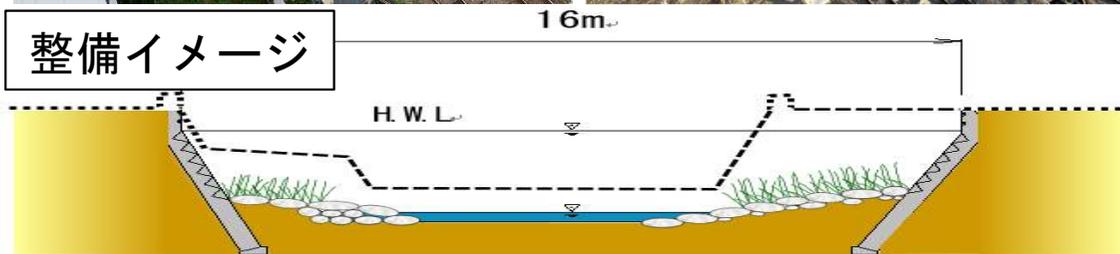


小田急線橋梁架替状況
(R3.6時点 旧橋撤去前)



小田急線橋梁架替状況
(R8.1時点 新橋架替後)

整備イメージ



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	▶		

山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県、小田原市

- 森林の維持・造成を通じて、水源かん養機能等の森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、必要な箇所について治山施設の設置や森林整備を行う。

実施状況:小田原市久野 治山事業

山腹崩壊状況



荒廃の状況



令和元年10月の台風19号の豪雨により山腹崩壊、土砂流出が発生した。

斜面の安定、溪流の侵食拡大防止のため土留工などの山腹基礎工、谷止工を設置した。

土留工施工済み箇所



位置図



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
上流域等の治山対策、森林整備	神奈川県	▶		

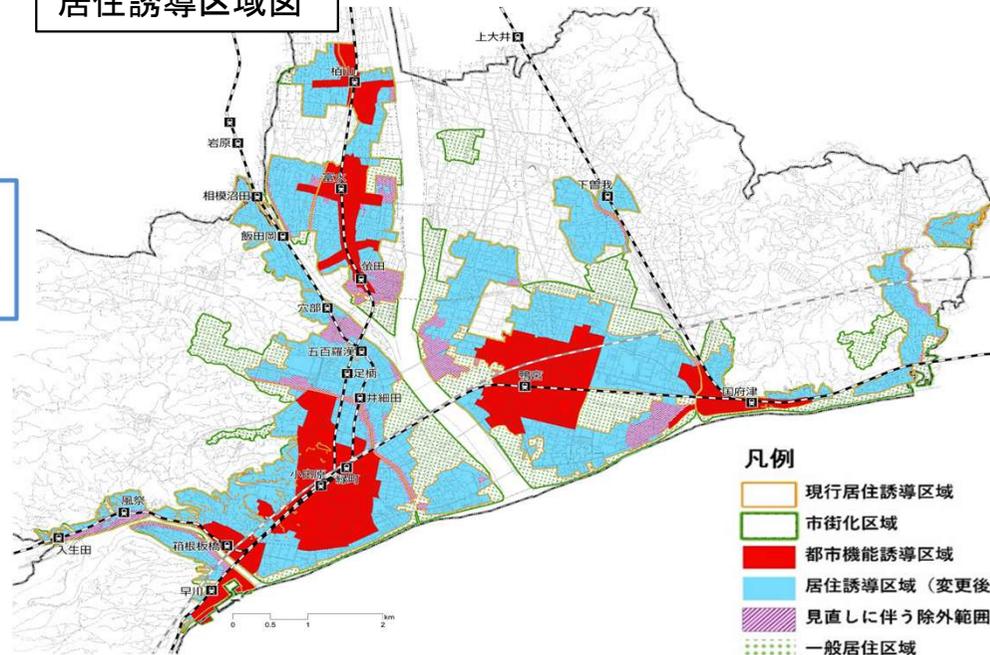
山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体等

- 小田原市では、人口減少・超高齢社会を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組むため、生活に必要な機能を都市の拠点周辺に誘導するとともに、公共交通ネットワークによりその拠点間を結ぶ、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指し、平成29年3月に立地適正化計画を策定した。
- 近年、気候変動の影響等により頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和5年3月に災害リスクを勘案した居住誘導区域の変更を行うとともに、防災・減災対策を定める「防災指針」を策定した。

取組内容

○ 最新の浸水想定区域を反映した居住誘導区域の設定により、災害リスクの低いエリアへと居住を緩やかに誘導する。

居住誘導区域図



居住誘導区域の設定の考え方・フロー

基本的な考え方に基づく範囲の抽出
 ・拠点：都市機能誘導区域と同範囲
 ・周辺市街地：拠点及び鉄道駅の徒歩圏
 ・基幹公共交通沿線：公共交通の幹線（バス）の路線沿線

土地利用・都市基盤の観点から区域を抽出
 ※災害リスクの観点から踏まえて設定

用途地域、地形・地物等を境界として区域を設定

居住誘導区域

居住誘導区域に含めない区域

- ・ 災害時のリスクを考慮し、土砂災害、津波被害、浸水被害などのハザード指定区域や甚大な被害が想定される一定区域を居住誘導区域に含めないものとしている。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・ 洪水浸水想定区域（浸水深3m以上）
- ・ 津波浸水想定区域（浸水深2m以上）
- ・ 高潮浸水想定区域（浸水深3m以上）
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	小田原市	▶		

山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体

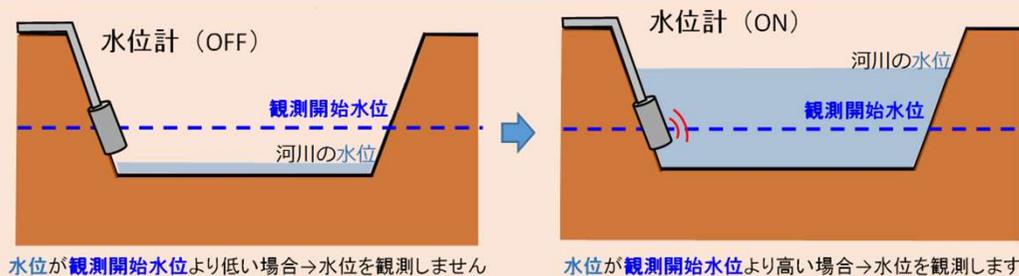
小田原市

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

取組内容

■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



■危機管理型水位計の設置事例



危機管理型水位計
(山王川 井細田大橋)

■県ホームページから水位状況を確認することが可能



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県	▶		

山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

- 小田原市では、市民ひとり一人に、自分の住んでいる地域の地震、津波災害や河川洪水、土砂災害など各種災害の危険性を確認し、いざという時に適切な行動をとれるよう、啓発資料「わが家の避難行動マニュアル」を配布してきた。
- 令和3年5月20日に避難情報（警戒レベル3～5）が変更されたことなどに伴い、改訂版を作成し、災害リスクの情報を地区ごとに一元化した小田原市ハザードマップ（令和4年9月作成）へ掲載している。

取組内容

- ハザードマップの一元化
 - ・ 小田原市内を8地区に分割し、洪水、土砂、高潮、津波のハザードマップを1面に集約したハザードマップを作成
 - ・ 情報面には、「マイ・タイムライン」記入シートもあり、市民それぞれが避難行動を整理できるようにしている。

わが家の避難行動マニュアル



ハザードマップ



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	小田原市			

山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
小田原市

災害発生時、またはその恐れがある場合に、一人ひとりの手元に市からの情報を届けることができるスマートフォン向けアプリ「おだわら防災ナビ」を、2023年2月より提供開始。

取組内容

防災に関する情報など、市からのお知らせを配信。防災情報や広報紙、ごみ情報、くらしの情報などをいつでも見ることができる。避難情報発令時などの緊急時には、画面が緊急モードに切り替わり、プッシュ型で情報をお知らせする。

市ホームページや広報紙への掲載、市内全戸への回覧、ポスティング、市民説明会等により周知を行っている。



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
避難行動等を実行するための情報提供	小田原市			

山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体

小田原市